

# 子育てを サポートします

市では、安心して出産し子育てができる環境を目指し、子育て家庭への助成制度を設けています。各制度の助成を受けるときは、必要書類などをよく確認して申請しましょう。

## 妊婦健康診査助成制度が拡大

妊婦健康診査の助成回数が、4

月1日から、5回から14回に拡大

します。母子健康手帳交付時に妊

婦健康診査受診票(母子手帳別冊

1)を配布します。妊娠が分かっ

たら健康増進課(保健福祉館内)、

市民課(市役所1階)、下総・大栄

支所市民福祉課で申請してくださ

い。3月31日までに母子健康手帳

の交付を受け、4月1日以降に妊

婦健康診査を受ける人には受診票

の差し替えをします。母子健康手

帳と受診票を持って、健康増進課

へお越しください。

受診票を使用しても自己負担が

生じた場合は、申請により支払

た医療費の一部を精算できます  
(上限有り)。

申請場所 健康増進課

申請に必要なもの

○印鑑

○妊婦・乳児健康診査費用助成金

交付申請書(健康増進課、同課

ホームページ(<http://www.city.naritachiba.jp/sisei/sosika/kenko/std0004.htm>)にあります)

○妊婦健康診査受診票を使用し自

己負担が生じた場合の領収書

○妊婦乳児健康診査受診票(母子

健康手帳別冊1)

○母子健康手帳

○振込先口座の分かるもの

※くわしくは健康増進課(27-

1111)へ。

## 乳幼児医療費助成制度

助成を受けるには「受給券」が必

要です。新たに市民になった乳幼

児の保護者は必ず交付申請をして

ください。助成は市から交付され

た「受給券」と健康保険証を県内

の契約医療機関へ提示すると受け

られます。契約医療機関以外や県

外の医療機関で受診した場合は後

日、申請により精算できます。

申請場所 子育て支援課(市役所

2階)または下総・大栄支所市

民福祉課、健康増進課

申請に必要なもの 印鑑、乳幼児

が加入している健康保険証、世

帯全員の住民税が分かる証明書

(平成20年1月1日に市内に住

民登録があり、課税確認の同意  
があれば不要)

自己負担額

○通院：1回200円

○入院：1日200円

○調剤：自己負担なし

乳幼児の属する世帯全員の住民

税が非課税または均等割のみ課税

の場合は自己負担なし

対象 乳幼児の医療費で健康保険

の適用を受けたもの

小学生医療費助成制度

受診した翌月以降に、必要書類

を添付して申請してください。支

払った医療費から自己負担額を控

除した額を助成します。

申請場所 子育て支援課(市役所

2階)または下総・大栄支所市

民登録があり、課税確認の同意  
があれば不要)

自己負担額

○通院：1回200円

○入院：1日200円

○調剤：自己負担なし

小学生の属する世帯全員の住民

税が非課税または均等割のみ課税

の場合は自己負担なし

対象 小学生が受けた医療費で健

康保険の適用を受けたもの(学

校を通じて加入している保険か

ら給付を受けるなど、優先され

る制度がある場合は対象外)

※くわしくは子育て支援課(27-

20-1538)へ。



2階)または下総・大栄支所市  
民福祉課、健康増進課  
申請に必要なもの

○印鑑

○小学生が加入している健康保険

証

○医療内容の明細が記載された領

収書または医療機関などが発行

した小学生医療費計算書

○付加給付などほかから給付を受

けた場合はそれが分かるもの

○診療を受けた月の属する年度

(4月～7月の診療は前年度)の

世帯全員の住民税が分かる証明

書(その年度の1月1日に市内

に住民登録があり、課税確認の

同意があれば不要)